



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年4月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州麻プロジェクト
- 3 代表者の氏名  
風間俊宣
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市鬼無里12130番地 風間俊宣方
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市鬼無里地域の麻が、元禄年間の1688年（今から320年前）の江戸時代から昭和42年まで栽培され、専業農家の唯一の特産品として地域の生活を潤ってきた貴重な産物であった歴史の下で、この麻の加工技術並びに伝統文化の伝承、並びに苧麻、亜麻の栽培、加工を通して地域の活性化を図り、地域住民の日常の交流をとおして相互理解を深めることによって、自発的な地域づくりに貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青い雲
- 3 代表者の氏名  
田中裕紀子
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市桐3丁目2番49号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、形式にとらわれない自由な葬儀・葬送の企画・提案・運営、障害者や高齢者の自立支援等のサポートを通して、市民一人一人の意思を尊重し、権利を守る社会の形成及び消費者保護に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年4月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人NPOパソコン教室
- 3 代表者の氏名  
須田隆
- 4 主たる事務所の所在地  
北安曇郡池田町大字池田4238番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の主として中信地域の住民に対して、IT技術利用に関する事業を行い、情報化時代における地域住民のIT技術活用の促進と普及に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人上田ジョイント
- 3 代表者の氏名  
渡邊薫
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市中央六丁目15番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、歴史ある上田城を舞台に行政とボランティアが協働して造り上げる入場無料のフェスティバル「上田ジョイント」を開催することにより、広く市民に対し平和の推進、環境の保全等の啓発を行うとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ホームセンタームサシ長野水沢店・（仮称）アークプロ資材館  
長野市水沢上庭17街区1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
アークランドサカモト株式会社  
新潟県三条市上須頃445
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
アークランドサカモト株式会社  
新潟県三条市上須頃445
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年12月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,214平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数 331台
  - 駐輪場の収容台数 35台
  - 荷さばき施設の面積 154平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量 49立方メートル

（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

開店時刻	閉店時刻
午前7時	午後9時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
12か所  
（注）位置は届出書に添付された図面のとおり
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 

時間帯
午前7時から翌午前4時まで
- 届出年月日  
平成24年4月17日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 縦覧の期間  
平成24年5月1日から平成24年9月3日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウンしおだ野  
上田市神畑字岬田374 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1  
有限会社メイ・田中商事  
上田市神畑884-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）しおだ野ショッピングセンター  
（変更後）イオンタウンしおだ野
- 変更した年月日  
平成23年11月21日
- 届出年月日  
平成24年4月17日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成24年5月1日から平成24年9月3日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン茅野  
茅野市大字米沢168 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) 茅野ショッピングセンター  
(変更後) イオンタウン茅野
- 変更した年月日  
平成23年11月21日
- 届出年月日  
平成24年4月16日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成24年5月1日から平成24年9月3日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン信州山形 北棟  
東筑摩郡山形村字大池原359-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) 山形ショッピングセンター 北棟  
(変更後) イオンタウン信州山形 北棟
- 変更した年月日  
平成23年11月21日
- 届出年月日  
平成24年4月17日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成24年5月1日から平成24年9月3日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン信州山形 南棟  
東筑摩郡山形村字大池原338-2 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) 山形ショッピングセンター 南棟  
(変更後) イオンタウン信州山形 南棟
- 変更した年月日  
平成23年11月21日
- 届出年月日  
平成24年4月17日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間

平成24年5月1日から平成24年9月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

県営滝之湯堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営滝之湯堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年5月2日から平成24年5月31日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

公告

県営七久保片桐地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成24年5月1日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

中山間地域総合農地防災事業

2 工事着手年月日

平成13年10月29日

3 工事完了年月日

平成24年3月9日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月1日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 許可番号 平成24年2月21日

長野県松本地方事務所指令23松地建第31-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-4、1787-33、1787-131の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市中御所5-1-18

吉田興産株式会社 代表取締役 中山 仁

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年5月1日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1(1) 許可番号 平成24年3月16日

長野県指令23建指第12-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字前田沖8-13、48-3、49-3、49-7、49-11、字柳沢南沖369-26

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小河原49-3 竹ノ内 一 男

2(1) 許可番号 平成24年3月16日

長野県指令23建指第12-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字前田沖48-1、字柳沢南沖369-12、369-13

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小河原48 江戸 信吉

建築指導課

## 公告

平成24年4月23日において委嘱している長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成24年5月1日

長野県労働委員会会長 土屋 準

長野県労働委員会あっせん員候補者

氏名	現職	主要経歴
土屋 準	長野県労働委員会会長 弁護士	
中村 田鶴子	長野県労働委員会会長代理 弁護士	
松岡 英子	長野県労働委員会委員 信州大学教育学部教授	信州大学教育学部助教授
諏訪 雅 顕	長野県労働委員会委員 弁護士	
富永 晃 一	長野県労働委員会委員 信州大学経済学部准教授	東京大学大学院法学政治学研究科特任研究員
矢口 保 子	長野県労働委員会委員 長野県労働組合連合会副議長	長野赤十字病院労働組合執行委員長
高橋 精 一	長野県労働委員会委員 自治労長野県本部副委員長	日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員
伊東 浩	長野県労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地方協議会事務局長	日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員
中山 千 弘	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	日本労働組合総連合会長野県連合会事務局長
師玉 憲治郎	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	UIゼンセン同盟長野県支部長
星 沢 哲 也	長野県労働委員会委員 東京法令出版(株)代表取締役社長	東京法令出版(株)専務代表取締役
岩原 徹	長野県労働委員会委員 (株)日邦バルブ相談役	(株)日邦バルブ代表取締役会長
小口 武 男	長野県労働委員会委員 高島産業(株)代表取締役社長	高島産業(株)代表取締役副社長
高橋 武 彦	長野県労働委員会委員 (株)丸信製作所取締役会長	(株)丸信製作所代表取締役社長
水本 正 俊	長野県労働委員会委員 (社)長野県経営者協会専務理事	
塩崎 光 男	長野県東信労政事務所長	長野県総務部税務課県税徴収対策室長
増田 隆 司	長野県南信労政事務所長	長野県環境部付
白井 政 師	長野県中信労政事務所長	長野県山岳総合センター所長
黒柳 利 平	長野県北信労政事務所長	長野県人事委員会事務局次長
駒村 明 美	長野県労働委員会事務局長	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長
木内 洋 介	長野県労働委員会事務局調整総務課長	長野県会計局会計課企画幹兼課長補佐
宮澤 保 夫	長野県労働委員会事務局審査課長	長野県総務部税務課主任企画員兼税務電算係長

労働委員会事務局